賃貸借保証委託契約書 兼 賃貸借保証契約書

												(f	会证条	社控	ŧ]
								承認番号	1 0	0	0 9	4	1	0	1
保証開始日	2022	年	6	月	28	日	賃貸信	對契約日	2022	2	年 (5	月	28	日
	物件用途	■住居用	□店舎	1 □ ト:	ランク	ルー	ム □そ(の他(契約	内容	■普通	借家	□定其	開借家	_
	物件名													-5	73
	物件住所	₹													
物件概要	①賃料						円	敷金/保証	正金			0			円
	②管理費	/共益費					円	礼金							円
	③駐輪場	/駐車場			0		円 償却/差引				0			円	
	④その他	1 (,		0		円 月額費用合計額 (①+②+③+④)				0			円	
	④その他	1 ()		0		円	(1)+(2)+	(3)+(4))						
初回保証委託	モ料		0			円		F間保証委託 ご契約後1年			10,	000			円
口座振替の和	利用		利月	用する				座振替手			300円	(利	(込)		
		<u>I</u>													
賃貸人	住所	₹													
(賃貸人代理)	フリガナ										1	話番	号		
(甲)	氏名								F						
	住所	₹													
│ 賃借人 │ (乙)	フリガナ										Ą	話番	号		
(3)	氏名														
保証会社 (丙)		i3 阪市中央I i777-1667				i	株ュ	大会社	レクス	スト 	レン	上了		端書言が	

取扱代理店

```
I 賃貸借保証委託契約(乙丙間)
第1条/保証券料(
          常24条(集会管理特色)
第25条(集会管理特色)
第25条(最高转音)
825条(最高转音)
8256(最高转音)
8256
         (製造を展開の記載)

(場合機能的を置き、

・ 一般の表情がない限り、両に対してその効力を

は、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を

がない。

第156(展別の変更な場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

「こと、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

こと、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

こと、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

こと、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

こと、原契的を変更する場合、事前に両の書面による承諾を得るものとし、両の承諾がない限り、両に対してその効力を生じなし

ことは、原文のを変更なない。
```

賃貸借保証委託契約書

【賃借人様控え】

承認	番号	1		0		0		0		9		4		1		0	I	1	
----	----	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	---	--

保証開始口	2022	4	- '	, Я	28		具具領	夹利口	2022		T	ь	Я	28	Ħ
<u> </u>		1													
	物件用途	住居用	□店舗	□トラ:	ンクル	_스	□その他	ı (契約	内容	■普通	借家	□定	期借	家
	物件名	0											0		号室
	物件住所	〒 0													
物件概要	①賃料				0		円	敷金/保証	E金			0			円
	②管理費	/共益費	•		0		円	礼金				0			円
	③駐輪場	/駐車場	,		0		円	償却/差引	I			0			円
	④その他	ı ()		0		円	月額費用				0			m
	④その他	1 ()		0		円	(1)+2+	3+4)						-
初回保証委託	托料		()		円		間保証委託 契約後1年			10,	000			円
口座振替の	利用		利	用する				座振替手 费	枚料		300円	(利	(込)		
賃貸人	住所	∓ 0													
· 賃貸人代理	フリガナ				0										
(甲)	氏名				0										
<u></u>	住所	∓ 0													
賃借人 (乙)	フリガナ										1	話番	号		
	氏名			_			_				_	0			

保証会社 (丙)

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目6-10 TEL: 06-7777-1667 FAX: 06-7635-8106

株式会社レクストレント



取扱代理店	o
-------	---

第1条(保証委託)

第1条(保証委託) 乙は、丙に対し、甲乙間で締結された頭書記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契次の各句のですれかの事由がある場合、第6条第1項に定める丙の保証債務の履行は免責とする。 「原契約」という)に関する第4条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に定める「入本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等、虚偽申告を行っ ・次、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受託した。 席2条(保証受託料等)

- 8.2 未(保証受託料等)
 1.2 は、丙に対し、初回保証委託料として、顕書記載の金額を本契約締結時に丙の指定する方法、1.2 は、丙に対し、初回保証委託料として、顕書記載の金額を本契約締結時に丙の指定する方法、1.2 は、原に対し、第3条の保証期間中、総括保証委託料として顕書記載の金額等3条の保証期間の、2.3 は、万に対し、第3条の保証期間中、総括保証委託料として顕書記載の金額等3条の保証期間の、当は年を経過する毎の初日に丙の指定する方法により支払うものとする。
 3. 原契約が期間満了前に終了した場合、または第4条第1項(1)に定める賃料等が保証期間の途中で1.7 両は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行た場合であっても、こは、未条第1項及び第2項により既に支払った保証委託料の返還を丙に訪いました。また、第4条第1項(1)に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合である。また、第4条第1項(1)に定める賃料等が保証期間の途中で減額である。また、第4条第1項(1)に定める賃料等が保証期間の途中で減額である。また、第4条第1項(1)に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合である。
 結保証委託料の金額に変更はないものとする。

 書による通知等相当の手段により支払を行うよう替保を行うこと。
 第3条の複数の期間。

- 合。 ④原契約の内容に重大な変更があった場合。

- 3内は次の各号に定める毎田については、甲と内との間に特別なき限りその責を負わない ①選去予告通知義務進度の場合における連接金等。 ②戦争、地震、天変地異等不可批力によって生じた損害。 ③火災、ガス爆発、自殺等その他の通常の使用を造脱した行為によって生じた損害。 ④その他、本条第1項に含まれた(債務。 第5条(**経歴中込書なが原実物の配載内書の変更等の履出**)

- たとき。 ②こが仮処分、仮差押、強制執行、競売申立または公租公課滞納処分を受けたとき。 ③ 乙について破産手続開始、特別精算手続開始、民事再生手続開始または会社更生法手続開始の申立

- ③乙に「ひいて微性子板開始。特別構具子板開始、氏事件生子板開始またはませま生法子板開始の中立があったとき。 (3内の責めに帰っとのできない事由により、丙に乙の所在が不明になったとき。 (3各号のほか、丙が水環権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 2 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

- の「やかに当該責用を义払りものとする。 第12**条(再委託)** 丙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部または全部を丙が任意に選定する第三者に再委

賃貸借保証契約書

【賃貸人様控え】

承認番号 1	0	0	0	9	4	1	0	1
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

保証開始日	2022	年	6 月	28	B	賃貸借	契約日	2022	年	6	月	28	日
	物件用途住	居用 □店舗	〕 □トラ:	ンクル	—Д	□その他	1 ()契約内容	■普	通借家	□定:	期借	家
	物件名 0										0		号
	有 物件住所 0									1			
物件概要	①賃料			0		円	敷金/保証	E金		0			F
	②管理費/非	美益費		0		円	礼金			0			F
	③駐輪場/馬	主車場		0		円	償却/差引	I		0			F
	④その他 (0		円	月額費用	合計額					_
	④その他 (;		0			(1)+2+			0			F
初回保証委	託料		0		円		間保証委託 「契約後1年		1	10,000			F

	初回保証委託料	0 円	年間保証委託料 (ご契約後1年毎)	10,000 F
	口座振替の利用	利用する	口座振替手数料	300円(税込)
,	<u> </u>		<u> </u>	_

賃貸人	住所	T 0
· 賃貸人代理	フリガナ	0
(甲)	氏名	0

255 PM 1	住所	⊤ 0	
賃借人 (乙)	フリガナ	0	電話番号
(3)	氏名	0	0

保証会社 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目6-10 TEL: 06-7777-1667 FAX: 06-7635-8106

株式会社レクストレント



取扱代理店 0

第1条(保証)

| 京1条(保証)
| 京1条(保証)
| 京は、甲との間で、甲乙間で締結された頭書記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸作次の各号のいずれかの事由がある場合、丙は次の範囲で保証債務の責任を負わないものとする。
| 下「原契約」という)に関する乙の第3条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に
| (3) 丙が本契約書を受領できなかったとき及び初回保証委託料を受領できなかったときは、丙に復れてよることについて合意した。
| 京2条(保証の期間)
| 京2条(保証の期間)
| 京2条(保証の期間)

- **第2架(保証の期間)** 1本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、頭書記載の保証開始日から、本物件の明渡し[・] 但し、保証期間内であっても丙が本契約に基づく初回保証委託料を受領していない場合に、∫
- る。 2 前項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、本契約に定める丙のF 保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合F

- りてはない。 ① 本物件の用途が変更された場合。 ② 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合。 ③ 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更
- 合。 (4)原契約の内容に重大な変更があった場合。

- (4)原契約の内容に重大な変更があった場合。 ② 乙丙間で締結された本契約が2の義務違反により解除された場合。 ⑥ 乙が死亡した、破産手続き開始決定を受けた、会社更生若しくは民事再生手続きの開始決 があった、また解散(法令に基づく解散も含む)の手続きに入った場合。 ⑦ 乙の求債債務滞納締が本契約書(第4余第1項及び第2項)記載の保証限度額に達した場合。 ③ 原契約が同一条件にて更新された場合または契約期間もしくは賃料額のみを変更し再契約され ホーオのサーベースのよりをに要なったようのよう。 本契約について当然に更新されるものとする。

は、本契約について当然に更新されるものとする。 第3条(保証の範囲) 1 丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭 債務 (乙が丙の承諾なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払し く)を乙と連帯して保証する。但し本契約の締結に際し、乙が丙に対し、乙の年収額、勤務分 者等「保証申込書」に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並び

- 名等「保証申込書」に記載された内の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並に定める免責事項に該当する場合はこの限りではない。
 (別原契約に基づいて乙が甲に負担する、資料、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定と上に支払かれる費用のうち頭書記載の金負(以下総称して「賃料等」という)の滞納分、号に関する保証限度額は②、③、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分相当額とする。
 ②原契約に基づいて乙が甲に負担する、水道使用料及びガス使用料等の滞納分。但し本号に限度額は①、③、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分付当額とする。
 ③更新料。但し本号に関する保証限度額は①、②、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分(④原契約が解除された場合に生じる解除後本物中明度しまでの間の賃料等相当損害金。但しる保証限度額は①、②、②と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分相当額とする。
 ⑤原状回復費用(賃借入負担のものに限るが、賃借入死亡時の原状回復費用を含む。但し住宅局が平成23年3月に作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)の変更成初も含む)に準拠して乙が見せることが合理的であると丙が判断した範囲に限但し、本号に関する保証限度額は⑥、⑦と合計で本物件の月額賃料3ヵ月分相当額とする。
 ②残置動産の報去費用。但し本号に関する保証限度額は⑤、⑦と合計で本物件の月額賃料3ヵ月分相当額とする。
- とする。 イ 偽計または威力 ⑦原契約の特約による早期解約による違約金・損害金の支払義務。但し、本号に関する保証 2 甲または丙の一方に
- (少原契約の特別による早期解約による連約金・損害金の文払義務。但し、不号に関する味証とす。 (多)といる場合といるでは、100円のでは、100円の不能を得なった。 (多) 中が原契約を解除する正当な理由が存在すると内が判断する場合において、本物件明譲しる通知、支払督促、訴訟その他法的手続きのために、甲が丙の承諾を得て支出した費用組 (2)前項にかかわらず本契約に基づき丙が保証する金額は、前項①乃至③の合計で實料等の24ヵ 3 乙する金額を上限とする。 (3)内は次の各号に定める事由については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わない。

- 3内は次の各号に定める事田については、中と内との間に特約なき限りその責を負わな ①退去予告通知義務選反の場合における違約金等。 ②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害。 ③火災、力ス爆発、自殺等その他の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害。 ④その他、未来第1項に含まれない債務。 第4条(保証申込書及び原契約の記載内容の変更等の周出)

- ・ (リーケメ利)・同す の生要な事場について 双恵または過失により監偽の事業を告げ、丙が誤認し、 第 **4条(保証や込春)とび原契約の記載内容の変更等の届出)**1 本契約締結後、甲の氏名、商号、代表者、住所、または本店所在地の変更等原契約の記載内容 2 乙は、甲の指定する丙が乙に代わって代位弁済をしたとしても丙の求債権に対する債務不履作 生じたときは、甲は、丙に対し、速やかにその盲及びかかる変更の内容を届け出なければな。 年間が前項の届出を怠ったため、丙からなされた通知または送付された書類等が延着または到 第13条(協議事項) た場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなす。 ・ 相談の方式をよるといるでは、本契約に基づく丙の保証は継続する1億等に従い誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。 新賞貸入に対する乙の賃料等の債務につき、丙はその責めを負う。但し、新賞貸入と丙との1 第14条(合業情報車用)

第6条 (求備権の行使)

- らの并済は内に対する
 計済とのは、
 所名(祖保権の限定等)
 1 甲は、質貨保証委託契約に基づきのこに対する一切の債権を担保するため、原契約に基づき有している
 る数金・保証金返還請求権について、丙のために質権が設定されることに異議なく承諾し、丙から請求があった場合には、数金・保証金返還請求権を丙に支払うものとする。
 2 甲は、前項の質権設定に関する承諾につき、丙が本契約書に確定日付を取ることを認め、また、原契約
 に基づく数金・保証金返還請求権の丙以外の者に対する処分又は担保提供を承諾しないものとする。

- 第8条 (基準時等の対応)

 甲は、丙が合理的な理由 (乙が3ヵ月以上賃料等を滞納したこと、乙の所在不明を含むがこれらに限られない。)を示して要請した場合には、乙に対し、速やかに配達証明付内容証明都便をもって、原契約を解除する旨の通知を行うものとする。また、丙が上記要請をしたときから、本契約に基づく代位并済を解してきるものとし、甲はこれを承諾する。なお、代位弁済を停止している期間に丙が支払うべき代位弁済金については、乙が本物件の明け渡しを完了した後、速やかに支払うものとする。この契約の解後、乙が本物件を明け渡さない場合には、丙の要請に応じ、甲は速やかに乙に対して建物明波請求訴訟等の必要となる法的手続きを執る。なお、法的手続きに際し、甲が弁護士を選任する場合には、丙が指定する弁護士を選任する。

 甲は、その他、丙の保証債務履行額が拡大することを防止するために必要となる協力(清算後の敷金・保証金の丙への支払、乙の安否確認のための鍵の貸出を含む)を行うものとする。

- 所は当該権第につき保証の責を負わない。 ③ 甲が丙の要請にもかかわらず、前条に定める措置を丙の要請のあった日から1ヵ月以上行れ ときは、丙の要請から1ヵ月経過した後に発生する甲の賃料等の債務については、丙は保証
- (4)賃貸借保証委託契約の締結に際して、甲又はその委託を受けた第三者が、乙の信用調査に (り) 貞貞情保証受託契約切締結に帰し、、甲乂はて切突託を受けて第二者か、この指用調宜に る事実、 「中の資産状況に、賃貸借保証委託契約申込時の乙の原契約上の賃料等の支払債務引 無、こがその同居人等が暴力団・過激派・テロ組織もしくはこれに類する組織に属しあるし た者であること等)について、故意または過失により事実に反する説明を行い、または事す の影明を欠いたときは、丙は全ての債務につき保証の責を負わない。 (5) 甲と乙の間で原契約に関して紛議が生じた場合で、この勝訴判決が確定するなど、この主 あることが客観的に明確になった場合には、丙は、こがその負担を免れる債務につき、保証
- 頂ではい。 ⑥甲と乙以外の第三者との間に原契約に関する紛議が生じた場合で、乙が賃貸人に直接賃料 務を履行できない等の理由がある場合、丙は第4条の規定にかかわらず当該紛議が継続して 分の受証対象債権については保証の責を負わない。 ⑦原契約等に不備がある等の事由で、原契約が一部または全部無効となる場合、丙は全てのⅠ
- (ノ原契約寺に小備かある寺の事田で、原契約か一部または全部無効となる場合、内は全ての1 保証の責を負わない。 ⑧地震・津波・火災・地変・テロ等、人災天災を問わず非常事態が発生し、本物件の損壊、シの状況および避難動告等により、本物件が通常に使用されないような事由が生じた場合、戸債務につき保証の責を負わない。 ⑤その他、甲が丙の代位弁済金額を拡大させたときまたは拡大することを防止するため必要:
- ったときは、甲の行為により拡大した損害については、保証の責を負わない

- (らなかったときは、中V11 はらっなソルハン(この) (まながりの変更) 1 乙は、原契約を変更する場合、事前に丙の書面による承諾を得るものとし、丙の承諾がない。 対してその効力を生じないものとする。 2 賃貸債保証委託契約書に加筆、修正、削除等の変更が生じる場合、丙は、甲を通じてその変引行うものとし、甲は丙に必要な協力を行う。

- 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(区社会的勢力の排除等)
 11.年(区社会的勢力の排除等)
 12.日(自己)
 12.日(自己)
 13.日(自己)
 13.日(自己)
 14.日(自己)
 15.日(自己)
 16.日(自己)
 16.日(自己

第12条 (本契約の解除)

- #112年 (**十天町の所味)** 1 丙は、こが以下に該当したときは、甲に対する何らの通知、催告することなく直ちに本契約を ことができる。この場合、丙は乙に対し発生した損害の賠償を請求することができる。 ① 本契約に関する重要な事項について故意または過失により虚偽の事実を告げ、丙が誤認し

賃貸借保証契約書

【管理会社様控え】

承認番号 1 0 0 0 9 4 1 0 1

l	保証開始日	2022	年	6	月	28	H	賃貸借	契約日	2022	年	6	月	28	Ħ
		物件用途	住居用□	店舗□	トラン	クル	– Д	□その他	1 (契約内	警■容	直 借家	□定	期借到	家
		物件名	0										0		号重
		物件住所	∓ 0												
	物件概要	①賃料				0		円	敷金/保証	金		0			円
		②管理費	/共益費			0		円	礼金			0			円
		③駐輪場	/駐車場			0		円	償却/差引	I		0			円
		④その他	ġ ()		0		円	月額費用·	合計額		0			円
		④その他	ġ (,		0		円	(1)+(2)+(3+4)		U			17
_															
	初回保証委託	托料		0			円		間保証委託 「契約後1年			10,000			円
	口座振替の	削用		利用	する				奎振替手 费	材料	30	0円(私	说込))	
			•												
ſ			=												

賃貸人	住所	〒 0
· 賃貸人代理	フリガナ	0
(甲)	氏名	0

- W .	住所	⊤ 0	
賃借人 (乙)	フリガナ	0	電話番号
(3)	氏名	0	0

保証会社 (丙) 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目6-10 TEL:06-7777-1667 FAX:06-7635-8106

株式会社レクストレント



取扱代理店	0
-------	---

第1条(保証)

| 京1条(保証)
| 京1条(保証)
| 京は、甲との間で、甲乙間で締結された頭書記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸作次の各号のいずれかの事由がある場合、丙は次の範囲で保証債務の責任を負わないものとする。
| 下「原契約」という)に関する乙の第3条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に
| (3) 丙が本契約書を受領できなかったとき及び初回保証委託料を受領できなかったときは、丙に復れてよることについて合意した。
| 京2条(保証の期間)
| 京2条(保証の期間)
| 京2条(保証の期間)

- **第2架(保証の期間)** 1本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、頭書記載の保証開始日から、本物件の明渡し[・] 但し、保証期間内であっても丙が本契約に基づく初回保証委託料を受領していない場合に、∫
- る。 2 前項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、本契約に定める丙のF 保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合F

- りてはない。 ① 本物件の用途が変更された場合。 ② 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合。 ③ 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更
- 合。 (4)原契約の内容に重大な変更があった場合。

- (4)原契約の内容に重大な変更があった場合。 ② 乙丙間で締結された本契約が2の義務違反により解除された場合。 ⑥ 乙が死亡した、破産手続き開始決定を受けた、会社更生若しくは民事再生手続きの開始決 があった、また解散(法令に基づく解散も含む)の手続きに入った場合。 ⑦ 乙の求債債務滞納締が本契約書(第4余第1項及び第2項)記載の保証限度額に達した場合。 ③ 原契約が同一条件にて更新された場合または契約期間もしくは賃料額のみを変更し再契約され ホーオのサーベースのよりをに要なったようのよう。 本契約について当然に更新されるものとする。

は、本契約について当然に更新されるものとする。 第3条(保証の範囲) 1 丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭 債務 (乙が丙の承諾なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払し く)を乙と連帯して保証する。但し本契約の締結に際し、乙が丙に対し、乙の年収額、勤務分 者等「保証申込書」に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並び

- 名等「保証申込書」に記載された内の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並に定める免責事項に該当する場合はこの限りではない。
 (別原契約に基づいて乙が甲に負担する、資料、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定と上に支払かれる費用のうち頭書記載の金負(以下総称して「賃料等」という)の滞納分、号に関する保証限度額は②、③、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分相当額とする。
 ②原契約に基づいて乙が甲に負担する、水道使用料及びガス使用料等の滞納分。但し本号に限度額は①、③、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分付当額とする。
 ③更新料。但し本号に関する保証限度額は①、②、④と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分(④原契約が解除された場合に生じる解除後本物中明度しまでの間の賃料等相当損害金。但しる保証限度額は①、②、②と合計で本物件の月額賃料12ヵ月分相当額とする。
 ⑤原状回復費用(賃借入負担のものに限るが、賃借入死亡時の原状回復費用を含む。但し住宅局が平成23年3月に作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)の変更成初も含む)に準拠して乙が見せることが合理的であると丙が判断した範囲に限但し、本号に関する保証限度額は⑥、⑦と合計で本物件の月額賃料3ヵ月分相当額とする。
 ②残置動産の報去費用。但し本号に関する保証限度額は⑤、⑦と合計で本物件の月額賃料3ヵ月分相当額とする。
- とする。 イ 偽計または威力 ⑦原契約の特約による早期解約による違約金・損害金の支払義務。但し、本号に関する保証 2 甲または丙の一方に
- (少原契約の特別による早期解約による連約金・損害金の文払義務。但し、不号に関する味証とす。 (多)といる場合といるでは、100円のでは、100円の不能を得なった。 (多) 中が原契約を解除する正当な理由が存在すると内が判断する場合において、本物件明譲しる通知、支払督促、訴訟その他法的手続きのために、甲が丙の承諾を得て支出した費用組 (2)前項にかかわらず本契約に基づき丙が保証する金額は、前項①乃至③の合計で實料等の24ヵ 3 乙する金額を上限とする。 (3)内は次の各号に定める事由については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わない。

- 3内は次の各号に定める事田については、中と内との間に特約なき限りその責を負わな ①退去予告通知義務選反の場合における違約金等。 ②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害。 ③火災、力ス爆発、自殺等その他の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害。 ④その他、未来第1項に含まれない債務。 第4条(保証申込書及び原契約の記載内容の変更等の周出)

- ・ (リーケメ利)・同す の生要な事場について 双恵または過失により監偽の事業を告げ、丙が誤認し、 第 **4条(保証や込春)とび原契約の記載内容の変更等の届出)**1 本契約締結後、甲の氏名、商号、代表者、住所、または本店所在地の変更等原契約の記載内容 2 乙は、甲の指定する丙が乙に代わって代位弁済をしたとしても丙の求債権に対する債務不履作 生じたときは、甲は、丙に対し、速やかにその盲及びかかる変更の内容を届け出なければな。 年間が前項の届出を怠ったため、丙からなされた通知または送付された書類等が延着または到 第13条(協議事項) た場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなす。 ・ 相談の方式をよるといるでは、本契約に基づく丙の保証は継続する1億等に従い誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。 新賞貸入に対する乙の賃料等の債務につき、丙はその責めを負う。但し、新賞貸入と丙との1 第14条(合業情報車用)

第6条 (求備権の行使)

- らの并済は内に対する
 計済とのは、
 所名(祖保権の限定等)
 1 甲は、質貨保証委託契約に基づきのこに対する一切の債権を担保するため、原契約に基づき有している
 る数金・保証金返還請求権について、丙のために質権が設定されることに異議なく承諾し、丙から請求があった場合には、数金・保証金返還請求権を丙に支払うものとする。
 2 甲は、前項の質権設定に関する承諾につき、丙が本契約書に確定日付を取ることを認め、また、原契約
 に基づく数金・保証金返還請求権の丙以外の者に対する処分又は担保提供を承諾しないものとする。

- 第8条 (基準時等の対応)

 甲は、丙が合理的な理由 (乙が3ヵ月以上賃料等を滞納したこと、乙の所在不明を含むがこれらに限られない。)を示して要請した場合には、乙に対し、速やかに配達証明付内容証明都便をもって、原契約を解除する旨の通知を行うものとする。また、丙が上記要請をしたときから、本契約に基づく代位并済を解してきるものとし、甲はこれを承諾する。なお、代位弁済を停止している期間に丙が支払うべき代位弁済金については、乙が本物件の明け渡しを完了した後、速やかに支払うものとする。この契約の解後、乙が本物件を明け渡さない場合には、丙の要請に応じ、甲は速やかに乙に対して建物明波請求訴訟等の必要となる法的手続きを執る。なお、法的手続きに際し、甲が弁護士を選任する場合には、丙が指定する弁護士を選任する。

 甲は、その他、丙の保証債務履行額が拡大することを防止するために必要となる協力(清算後の敷金・保証金の丙への支払、乙の安否確認のための鍵の貸出を含む)を行うものとする。

- 所は当該権第につき保証の責を負わない。 ③ 甲が丙の要請にもかかわらず、前条に定める措置を丙の要請のあった日から1ヵ月以上行れ ときは、丙の要請から1ヵ月経過した後に発生する甲の賃料等の債務については、丙は保証
- (4)賃貸借保証委託契約の締結に際して、甲又はその委託を受けた第三者が、乙の信用調査に (り) 貞貞情保証受託契約切締結に帰し、、甲乂はて切突託を受けて第二者か、この指用調宜に る事実、 「中の資産状況に、賃貸借保証委託契約申込時の乙の原契約上の賃料等の支払債務引 無、こがその同居人等が暴力団・過激派・テロ組織もしくはこれに類する組織に属しあるし た者であること等)について、故意または過失により事実に反する説明を行い、または事す の影明を欠いたときは、丙は全ての債務につき保証の責を負わない。 (5) 甲と乙の間で原契約に関して紛議が生じた場合で、この勝訴判決が確定するなど、この主 あることが客観的に明確になった場合には、丙は、こがその負担を免れる債務につき、保証
- 頂ではい。 ⑥甲と乙以外の第三者との間に原契約に関する紛議が生じた場合で、乙が賃貸人に直接賃料 務を履行できない等の理由がある場合、丙は第4条の規定にかかわらず当該紛議が継続して 分の受証対象債権については保証の責を負わない。 ⑦原契約等に不備がある等の事由で、原契約が一部または全部無効となる場合、丙は全てのⅠ
- (ノ原契約寺に小備かある寺の事田で、原契約か一部または全部無効となる場合、内は全ての1 保証の責を負わない。 ⑧地震・津波・火災・地変・テロ等、人災天災を問わず非常事態が発生し、本物件の損壊、シの状況および避難動告等により、本物件が通常に使用されないような事由が生じた場合、戸債務につき保証の責を負わない。 ⑤その他、甲が丙の代位弁済金額を拡大させたときまたは拡大することを防止するため必要:
- ったときは、甲の行為により拡大した損害については、保証の責を負わない

- (らなかったときは、中V11 はらっなソルハン(この) (まながりの変更) 1 乙は、原契約を変更する場合、事前に丙の書面による承諾を得るものとし、丙の承諾がない。 対してその効力を生じないものとする。 2 賃貸債保証委託契約書に加筆、修正、削除等の変更が生じる場合、丙は、甲を通じてその変引行うものとし、甲は丙に必要な協力を行う。

- 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(反社会的勢力の排除等)
 11.年(区社会的勢力の排除等)
 11.年(区社会的勢力の排除等)
 12.日(自己)
 12.日(自己)
 13.日(自己)
 13.日(自己)
 14.日(自己)
 15.日(自己)
 16.日(自己)
 16.日(自己

第12条 (本契約の解除)

- #112年 (**十天町の所味)** 1 丙は、こが以下に該当したときは、甲に対する何らの通知、催告することなく直ちに本契約を ことができる。この場合、丙は乙に対し発生した損害の賠償を請求することができる。 ① 本契約に関する重要な事項について故意または過失により虚偽の事実を告げ、丙が誤認し



賃貸保証委託契約に関する重要事項説明書

賃貸保証委託契約に関して特にご理解いただきたい事項を記載しています。ご契約前にご一読ください。

説明項目		説明内容				
商号及び名称		株式会社レクストレントプラス				
家賃債務 保証会社	本社所在地	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目6-10				
	電話番号	06-7777-1667				
	FAX番号	06-7635-8106				
保証の範囲及び保証限度額		保証の範囲		各範囲の限度額		
		賃料等		賃料等の12ヵ月分		
		水道使用料及びガス使用料等				
		更新料				
		解除後明渡までの賃料等相当損害金				
		原状回復費用(賃借人の負担部分)		賃料等の7ヵ月分		
		残置動産の撤去費用				
		早期解約違約金				
		法的手続き費用		実費		
		全体		賃料等の24ヵ月分		
	保証委託料	初回保証委託料		0	円	
保証委託料 及び保証期間		継続保証委託料	1年毎	10, 000	円	
	保証期間	賃貸保証委託契約開始日から賃借人様が物件の明渡を完了するまで				
中途解約及	び解除事由	契約期間中に中途解約された場合でも支払済の保証料は返還されない契約です。				
求償権の行使に関する事項		本契約は賃料滞納時の保険ではありません。賃貸借契約を締結するための一つの 条件としての契約です。滞納時に必ず代位弁済に基づく求償権行使が発生します 。				
		滞納が発生した場合、その期間が1日であっても催告の連絡がある可能性があります。また、当社の入金確認後、催告の連絡業務開始までは、時間的なずれがあり、ご入金頂いた後にも連絡がある場合もあります。				
事前求償に	関する定め	本契約の原賃貸借契約における滞納状況やその他、一定の条件が満たされた場合、保証会社には事前求償権が発生します。				
		家賃は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に賃借人様のご指定口座よ				
家賃等のお支払いに関して		り 引落しされます。 通帳には (CSS ヤチン) レクストレン と記載されます。				
		口座振替には手数料300円(税込)がかかります。				
		資金不足等で口座振替が出来なかった場合、SMSにてコンビニ払込票をお送りいたします。 この場合、口座振替手数料とは別にSMS手数料550円(税込)がかかります。				
その他		賃借人様に連絡する必要があるにもかかわらず連絡がつかない場合に緊急連絡先 に連絡することがあります。				